

(一社) 日本社会福祉学会諸会費規程の制定および (一社) 日本社会福祉学会正会員諸会費規程の廃止について

定款第 6 条に会員種別として「賛助会員」が設定されているにもかかわらず、その詳細については未整備であったため、全ての会員種別の会費について定めた規程を制定するとともに、現行の「一般社団法人日本社会福祉学会正会員諸会費規程」を廃止します。

【新たに制定する規程】

<b>一般社団法人日本社会福祉学会 諸会費規程 (案)</b>	
	2017 年 5 月 28 日 施行
(目的)	
第 1 条	本規程は、一般社団法人日本社会福祉学会定款第 8 条に基づき、会員が納める入会金および年会費について、必要な事項を定めることを目的とする。
(入会金)	
第 2 条	本学会の入会金は次のとおりとする。
	(1) 正会員 1,000 円
(年会費)	
第 3 条	本学会の年会費は次のとおりとする。
	(1) 正会員 10,000 円
	(2) 賛助会員 一口 10,000 円 (5 口以上)
	(3) 名誉会員 定款第 8 条第 3 項により年会費の納入を要しない。
(規程の変更)	
第 4 条	この規程を変更するときは、社員総会の議決を経なければならない。
附則	
1	この規則は、2017 年 5 月 28 日より施行する。
2	この規則は、2010 年 4 月 1 日に制定された「一般社団法人日本社会福祉学会正会員諸会費規程」を引き継ぐものである。
3	任意団体日本社会福祉学会の会員として入会金を納めた者は、一般社団法人日本社会福祉学会の入会金を納めたものとみなす。
4	任意団体日本社会福祉学会の入会金・年会費に未納がある者は、その未納分を一般社団法人日本社会福祉学会の未納分とみなす。

【廃止する規程】

**一般社団法人日本社会福祉学会正会員諸会費規程**

2010年4月1日施行

廃止：2017年5月28日

(入会金・年会費)

第1条 一般社団法人日本社会福祉学会定款第8条第1項に定める正会員の入会金および会費は以下の金額とする。

- (1) 正会員入会金 1,000円
- (2) 正会員年会費 10,000円

(規程の変更)

第2条 この規程を変更するときは、社員総会の議決を経なければならない。

附則

- 1 この規則は、2010年4月1日より施行する。
- 2 任意団体日本社会福祉学会の会員として入会金を納めた者は、一般社団法人日本社会福祉学会の入会金を納めたものとみなす。
- 3 任意団体日本社会福祉学会の入会金・年会費に未納がある者は、その未納分を一般社団法人日本社会福祉学会の未納分とみなす。
- 4 この規則は、2017年5月28日より廃止する。